

第 10 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 6 年 9 月 19 日（木）午前 9 時 30 分

会 場 喜多方プラザ文化センター 第二会議室

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
16 番 渡部 信夫	17 番 庄司 英喜	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 19 号 会務報告について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 53 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 55 号 現況確認証明申請について

議案第 56 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第 57 号 農用地利用集積計画について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。今日はですね、朝早く、また、刈り取り期を迎えて何かとお忙しいところ、第10回農業委員会総会ということで、ご出席をいただきまして、大変ご苦労様でございます。6年産米の概算金ということで、JA全農福島が前年度比4,000円プラスということになりました。なおかつ、その後、各農協の各理事会で上乗せというようなことで、皆さ

んに周知されるかと思います。聞くところによりますと、買取米でコシヒカリ一等が18,000円ということになるんじゃないかなというふうに見ています。買取米の他については、一般米ということになって、通年販売ということになりますので、17,600円の概算金というようなことで決定される見通しということでございます。ただですね、8月の25日、26日のゲリラ豪雨で、かなりコシヒカリを中心にだいぶ倒伏してしまったということと、9月に来てまた、今現在秋雨前線がかなり活発になって、辺りを見回すと、稲が立っているのがおかしいくらいで、ほとんどが倒伏しているということでございます。そうしますと、収量の面とか、品質低下というようなことになりますので、せっかくのブランド米が二等、三等というようなことが無いように、天気のいい日はすぐ稲刈りというようなことで、天気を逃がさず、また、足場が悪いようですので、一つ事故の無いように、安全運転にこころがけていただきたいというふうに思います。あと8月ということで、農地パトロール、また、地域計画の検討会というようなことで、暑いところ、またお忙しいところ対応していただきまして誠にありがとうございます。それから、令和6年度の視察研修ということで、幹事会を中心に企画をしていただきまして、皆さん先日の地区調整会議で、開催日、それから研修先ということで決定をしておりますので、是非とも全員出席するよう私から強く皆さんにお願いしたいと思います。

本日の総会には、報告1件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第10回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、17番 庄司英喜委員、18番 木戸賢治委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第19号 会務報告について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第19号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第19号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林委員。

○小林千代松委員

13番小林です。会務報告の中でですね、確か8月の22日にプラザで貸借関係の説明会を開いたわけなんです、それは報告に入らないんでしょうか。

○事務局

8月22日の貸借の説明会、こちらにつきましては、農業振興課主催ということで、農業委員という立場で参集をお願いしておりますが、市側の主催ということで記載はしておりませんでした。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第19号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第19号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.2については、9番 木村富士男委員、所有権移転のNo.1については、17番 庄司英喜委員、No.2については、9番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

9番木村です。農地法第3条権利設定No.1、No.2については関連していますので、まとめて補足説明いたします。去る9月10日午前11時30分ごろから、被設定人の〇〇〇の〇〇〇さん、〇〇〇の〇〇〇さんと〇〇〇さん、農業委員会からは京野会長、小林次長と私で現地調査を行いました。〇〇〇の〇〇〇さんと〇〇〇の〇〇〇さんは都合により欠席でした。現地は、雄国山の中腹にあり、〇〇〇にて既に稼働しているメガソーラーから少し下がった位置にありました。地番の580は、〇〇〇にてソバが作付けされておりました。583番は草木の生い茂っておりましたが、〇〇〇にて、重機の草刈機にて整地作業が行われておりました。今回はこの土地に、高さ約4mのパイプでもってソーラー発電設備をつくり、ソーラーの下にそばを作付けする営農型太陽光発電事業になるとのことでした。新たに山の斜面を切り開き造成するのではなく、また、その下にソバも作付けするので土砂

の流出等の問題はなく、また北側は山林になっているので、日照等の問題もないと判断いたしました。地元の〇〇〇集落の方への説明会もすでに行われ、特に問題なしとのことでした。よって今回の申請は問題ないと判断しました。以上です。

○庄司英喜委員

議席番号17番庄司英喜です。農地法第3条所有権移転案件No.1について、報告をさせていただきます。9月6日午前9時30分ごろより、関係者であります、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん、その代理人として、〇〇〇行政書士事務所の〇〇〇さん、それから住宅地のちょうど真ん中にありまして、隣地境界立会人として、お隣の〇〇〇さんと、譲受人の父親であります、〇〇〇さん立会いのもとで、現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。本件は令和5年4月1日から施工されました農地法の一部改正により、農地の権利取得をする際の下限面積要件が無くなったことをふまえての申請であります。譲渡人は労働力不足で管理出来ない状況にあり、譲受人の要望を受け、自宅のすぐそばの畑でもありまして、家庭菜園として管理をしていきたいとのことであります。現地は、〇〇〇の本当にすぐ近くの住宅地にありまして、本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断をいたしました。以上報告します。

○木村富士男委員

9番木村です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、補足説明いたします。去る9月9日、午後5時10分ごろから、譲受人の〇〇〇さんと一緒に、現地確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは、母親で、当日は欠席でした。申請地は、2枚ともに、稲が作付けされており、きちんと管理されておりました。この2枚については、春、秋作業は〇〇〇集落のライスセンターに委託しており、〇〇〇さん本人は、水見、草刈り等の管理作業を今後もきちんとしていくとのことでした。よって、今回の申

請については問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第53号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第53号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、9番 木村富士男委員、所有権移転のNo.1については、14番 横山敏光委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

9番木村です。補足説明といたしましては、先ほどの3条の件とほとんど一緒なのですが、この中での面積については、キュービクルという高圧受変電設備の部分と、支柱の部分の面積になっております。あとは内容的に先ほどと一緒にですので、以上です。

○横山敏光委員

14番横山です。議案第54号、農地法第5条移転No.1の案件につきまして現地調査を行いましたので、ご報告いたします。現地調査は9月11日午前11時ごろ〇〇〇町〇〇〇字〇〇〇の現地で、譲渡人の〇〇〇さんは欠席されましたので、代理人として行政書士の〇〇〇さんが、また、譲受人の〇〇〇株式会社からは同社の〇〇〇店舗開発課長が出席されました。農業委員会からは、私と小林博行委員、また事務局の湯浅さんが立会い・確認をいたしました。申請地は〇〇〇社が2年程前に開発整備した農業用倉庫の南側にありまして、西側が国道121号線に接し、南側には、自動車修理工場、東側は農業用排水路に囲まれた水田であります。地目は水田であります、休耕状態でありました。当社では、説明にもありましたように、申請地と既存土地とを併せて農業用倉庫を増設し、さらに店舗、事務所、雪捨て場などを建設、築造するというものであります。建設にあたりましては、隣接水路等に土砂が流出しないよう、境界に擁壁を設置し、取水は国道121号線の上水道から取水し、また排水につきましては、雨水は、施設内南側に東西に沿ってU字溝を敷設し、東側の隣接水路に放流するとしております。また、汚水につきましては、国道121号線にあります、公共下水道を利用するとしてあります。建築物も、農道や水路を含めて、隣地とは5m～8mは離れた設計でありまして、周辺農地に影響のないものと判断いたしました。以上、報告終わります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第54号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第54号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第55号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、5番 高野進委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 高野進委員

5番高野です。案件No.1について報告いたします。去る9月10日、午

前10時30分頃から、申請人の〇〇〇氏の代理人として、〇〇〇氏出席の下、立会人には、鈴木農業委員と日下推進委員と私、また事務局から山都総合支所の安部主査の5名により、申請に係る実情並びに、現地確認調査を実施しました。申請地は山間部に位置する農地で、機械の利用も困難なことから、約10年前から耕作が出来なくなり、その後、低木が繁茂し、原野化していることが認められました。このため非農用地として、証明書の交付を行うことは適当であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第55号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第55号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、申請書のとおり許可することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第56号 農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔農振除外 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第56号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第56号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第57号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定 3 件、所有権移転 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第57号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林委員

○小林千代松委員

13番小林ですが、利用権設定のNo.1なのですが、これ利用期間が令和7年の4月からとなっておりますが、貸借制度は中間管理機構を通した貸し借りになると理解していたのですが、これはどうなんでしょうか。

また、もう1件はNo.2、No.3なのですが、これ9月の25から利用期間ということなのですが、まだ稲刈り終わらないうちに、借りるということなんでしょうか。そのへん、どうやったら理解できるかお伺いしたい。

○事務局

それではただいまのご質疑について、ご説明いたします。はじめに、No.1の案件でございますけども、令和7年4月からは中間管理事業を通じた貸借になるのではないかとということでございました。今回の案件については、地域計画が公告した後は、旧基盤法の利用権の設定が出来ないということになっておりまして、現在地域計画については、今審議されている途中でございます。現段階において、令和7年4月1日以降の権利の設定について、瑕疵があるものではないということでございます。今回、令和7年の4月1日からの3年間ということで申請がございましたので、審議していただいているところでございます。以上です。

続きまして、No.2、No.3の利用期間の関係でございますけども、こちら2件につきましては、借り手、〇〇〇さんの方から、本来春先早めにやるべきだったんですけども手続きが遅れてしまったというお話をいただいております。そのような形で、今年度につきましては、闇といいますか、そんな形になってしまったんですけども、手続きが遅れてしまって申し訳ございませんでしたということでお話を頂戴しているところでございます。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第57号について、原案のとおり可決することに、
ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第10回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 0 : 1 6